

令和6年度

第3回豊浦町農業委員会総会会議録

令和6年6月25日(火)

令和6年度 第3回豊浦町農業委員会総会

1. 開催日時 令和6年6月25日(火) 午後1時25分開会
午後2時00分閉会

2. 開催場所 豊浦町役場3階 第1会議室

3. 出席委員 (10人)

会長	1番	山口 一敏
職務代理	2番	石村 光博
	4番	大野 幸一
	5番	江刺家 輝雄
	6番	谷岡 雅夫
	7番	山田 洋之
	8番	四釜 征子
	9番	佐藤 義一
推進委員	1番	三澤 真紀子
	3番	山口 幸貴

4. 欠席委員 (2人)

	3番	麻生 祐一
推進委員	2番	伊藤 政彦

5. 議事日程

第1 会期	会期決定の件
第2 署名委員	会議録署名委員指名の件
第3 諸般の報告	会長
第4 議案第1号	現地目証明発給の件
第5 議案第2号	豊浦町農用地利用集積計画承認の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	井上 政信
事務局 主査	朽葉 昌生
書 記	瀬野 栄一

7. 会議の概要

○山口会長

皆さん、本日はお忙しいところお集まり頂きありがとうございます。総会開始前に、携帯電話については、必ず電源を切るか、マナーモードにするなどのご対応をお願いいたします。

只今の出席委員は8名、推進委員は2名でありますので、会議は成立いたします。これより、令和6年度第3回農業委員会総会を開催いたします。

日程第1、会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日間とすることにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会長

異議なしと認めて、会期は本日1日間といたします。

また、スムーズな議事進行をご協力願います。

日程第2、会議録署名委員には会長において、谷岡委員、山田委員を指名いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。令和6年5月28日開催の令和6年度第2回農業委員会総会以降の会務について説明を求めます。

○井上事務局長

会務報告をいたします。

6月3日から4日にかけて、令和6年度農業委員会基礎研修会、WEB会議として役場にて、朽葉主査、水上書記が参加してございます。

6月11日、現地確認。後程、議案に出てくる案件のことですが、大岸において、四釜委員、江刺家委員、瀬野書記で実施してございます。

6月21日、洞爺湖地区農業者年金協議会役員会及び総会が、農協会議室で行われました。この資料作成時には参加者が確定していなかったのですが、最終的には、山口会長、石村会長職務代理、山田委員、事務局井上が参加してございます。

以上です。

○山口会長

日程第4、議案第1号、現地目証明発給の件について、議題といたします。説明を求めます。

○井上事務局長

議案第1号、現地目証明発給の件です。

次のとおり土地の現況証明願がありましたので、証明発給にあたり委員会の意見を求めるものです。

3ページをご覧ください。別紙でございます。1番、 番地、田、7, 388㎡、区分は民地です。願出人は、伊達市 さん。願出の理由は、地目変更で、調査状況は、令和6年6月11日に現地確認、確認委員は、四釜委員、江刺家委員です。後程、現地確認した状況から補足説明をお願いいたします。現況写真が載っているのです

が、ちょっと不鮮明でしたので、本日机上配付で、なるべく鮮明なものを用意してございますのでご確認いただければと思います。

4ページは、位置図です、写真の撮影の方向は記載のとおりです。場所は、■■■地区、■■■■と、■■■■の間、■■■■の北側の土地になります。

以上です。

○山口会長

担当委員からの補足説明をお願いいたします。

○四釜委員

事務局から説明がありましたとおり、令和6年6月11日に江刺家委員、瀬野書記と現地を確認しました。15年ほど前まで牧草地でしたが、写真でお分かりのとおり、木も生えておらず、農地として利用することが出来るため、農地から落とす事は出来ないと判断いたしました。そのため今回は農地と判定しました。ご判断をよろしくお願いいたします。

○山口会長

質疑がありましたらお受けいたします。
江刺家委員。

○江刺家委員

一応、現地を見た限りでは、農地という判断をさせてもらったっていうことで、理解してほしいと思います。

また、事務局の方で、どういう背景、利用目的で願い出が上がってきたのか最初に確認してもらえればなお良かったと思います。

○山口会長

佐藤委員。

○佐藤委員

先月の委員会と今回の現地確認も欠席させていただいたのですが、先月の総会の議事がありました■■■さんの農地の件と類似しており、ただ木が生えてないということだけを捉えて農地から落とすことができないとなったんですが、周辺には農地が無くて山林の中にポツンとある農地で、今後において誰も農地として利用する見込みが無いのが実情の土地までもが農地から落とせないという判断はいかがなものかと感じています。

やはり、周辺の実情や願い出の背景まで含めて把握しながら判断していく必要もあるのではないかと思うんです。これからは■■■だけでなく、他の地域でもこのような案件が増えると思うので、こういった場合の取扱いの検討も必要かと考えます。

○山口会長

暫時休憩します。

○山口会長

休憩を閉じて議事を再開します。
この案件について、他に質疑等ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会
長

なければ質疑を終結いたします。お諮りいたします。
議案第1号、現地目証明発給の件については、現地確認委員の判定のとおり、農地と判定することで、異議ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

異議なしと認めて決しました。

日程第5、議案第2号、豊浦町農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。説明を求めます。

○井上事
務局長

5ページ、議案第2号、豊浦町農用地利用集積計画承認の件です。

次のとおり豊浦町農用地利用集積計画について審議を求められましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号及び農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、委員会の意見を求めるものです。

6ページ、総括表になります。今回、賃貸借が5件で1,405,689㎡、使用貸借が2件で29,974㎡、合計7件1,435,663㎡、内訳は備考に記載のとおりです。

7ページをご覧ください。1番、利用権の設定を受ける者、豊浦町[]さん、更新です。土地は、[]番地[]、畑、69,115㎡を含みます合計で3筆、150,754㎡、利用権を設定する者、[]さんです。設定する利用権は、いずれも賃借権、普通畑利用、令和6年7月1日から令和11年6月30日まで、反当たり5,000円です。12月30日まで口座振込です。

2番、豊浦町[]さん、更新です。[]番地[]、畑、2,246㎡を含みます合計3筆、14,186㎡、利用権を設定する者、[]さんです。いずれも使用権で採草畑利用、令和6年7月1日から令和11年6月30日までです。

3番、豊浦町[]さんです。更新です。[]番地、田、2,090㎡を含みます合計で3筆、33,296㎡、利用権を設定する者、豊浦町[]さんです。いずれも賃借権で普通畑利用、令和6年7月1日から令和9年6月30日まで、反当たり7,000円で11月30日まで口座振込です。

8ページ、4番、豊浦町[]さん、更新です。利用権を設定する土地は、[]番地[]、畑、2,104㎡を含みます合計で15筆、557,059㎡です。利用権を設定する者、[]さん、いずれも賃借権で、採草畑利用。令和6年7月1日から令和7年6月30日まで、反当たり3,000円、12月31日まで口座振込です。

9ページ、5番、豊浦町[]さん、更新で

す。利用権を設定する土地、[]番地[]、牧場、43,064㎡を含みます合計で38筆、654,580㎡、利用権を設定する者、[]さんです。利用権は、いずれも賃借権で採草畑利用、令和6年7月1日から令和11年6月30日まで、反当たり3,000円です。借賃の1/2を5月31日まで、残り1/2を10月30日まで口座振込です。

10ページ、6番、豊浦町[]さん。更新です。土地は[]番地[]、畑、8,649㎡、合計で4筆、15,788㎡。利用権を設定する者、これは[]になります。設定する利用権は、使用権で普通畑利用、令和6年7月1日から令和11年6月30日までです。

7番、[]さん。更新です。[]番地[]、畑、15,601㎡のうち、10,000㎡です。利用権を設定する者、豊浦町[]さん、賃借権で普通畑利用、令和6年7月1日から令和7年6月30日まで、反当たり4,000円で、12月30日まで口座振込です。

11ページからは図面になります。

1番の[]さんから[]さんの関係です。場所は、[]地区の[]から西に約1,700m、[]さんの以前のご自宅であった場所、その北側になります。

12ページです。これは2番の[]さんから[]さんの関係です。[]地区になります。[]の交差点より、西に約450mに位置する土地と、[]さんの南側、約300mに位置する農地になります。

13ページです。これは3番の[]さんと[]さんの関係です。[]地区、[]さんの東側、[]の農地になります。

14ページです。4番、[]さんと[]さんの関係です。[]地区の[]さん所有の農地、ご覧のとおり[]地区の広範囲に点在しているような農地の位置関係になってございます。

15ページです。5番、[]さんから[]さんの関係です。まずこの15ページは全体図です。[]地区、[]の北側、[]の農地になります。

16ページからは拡大図になります。北側の農地の部分です。もうお亡くなりになってますが、[]さんの以前のご自宅の場所、その周辺の農地になります。

17ページでございます。17ページは南側の農地の部分を拡大したものです。中央より下の[]番地[]の周辺が牧場のある場所、そういった位置関係になります。

18ページです。6番、[]から[]の関係です。これは[]である、[]の場所になります。

19ページです。7番、[]さんと[]
[]さんの関係、[]地区の[]のご自宅から、北東に500
mぐらいの場所、[]との境界に近い農地になります。

以上で資料の説明を終わります。

○山口会
長

はじめに、1番から5番の案件について、質疑がありましたらお受け
いたします。1番から5番の間、何か質問ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会
長

なければ、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
議案第2号、豊浦町農用地利用集積計画承認の件のうち、1番から5
番目の案件について、承認することで異議ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会
長

異議なしと認めて、承認することに決しました。
次に6番目の案件について、[]が除席の対象となりますので、
よろしく願いいたします。暫時休憩いたします。

([]、退場)

○山口会
長

休憩を閉じて議事を再開いたします。
議案第2号、豊浦町農用地利用集積計画承認の件のうち、6番目の案
件について、質疑がありましたらお受けいたします。

(「なし」と言う人あり)

○山口会
長

なければ質疑を終結いたします。お諮りいたします。
議案第2号、豊浦町農用地利用集積計画承認の件のうち、6番目の案
件について、承認することで異議ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会
長

異議なしと認めて、承認することに決しました。暫時休憩いたします。

([]、入場)

○山口会
長

休憩を閉じて、議事を再開いたします。
次に7番目の案件について、[]が除席の対象となりますので、
よろしく願いいたします。暫時休憩いたします。

([]、退場)

○山口会
長

休憩を閉じて議事を再開いたします。
議案第2号、豊浦町農用地利用集積計画承認の件のうち、7番目の案件について、質疑がありましたらお受けいたします。何かありますか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会
長

なければ質疑を終結いたします。お諮りいたします。
議案第2号、豊浦町農用地利用集積計画承認の件のうち、7番目の案件について、承認することで異議ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○山口会
長

異議なしと認めて、承認することに決しました。暫時休憩いたします。

(、入場)

○山口会
長

休憩を閉じて議事を再開いたします。
以上をもちまして、令和6年度第3回農業委員会総会を終了いたします。

議事録署名委員

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____